

秩父市公共施設の広告代理店等が仲介する広告事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市公共施設広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第16条に規定する、広告代理店等（以下「仲介業者」という。）が仲介する広告事業に関する事項を定めるものとする。

(事業者間の連携)

第2条 仲介業者は、市及び仲介する広告主と連携を密にし、円滑な広告事業実施に努めるものとする。

(広告主の資格審査)

第3条 仲介業者は、仲介する広告主が、秩父市公共施設広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条に規定する事業者には該当しないことの確認を行わなければならない。

2 市長は、仲介業者に対し、当該広告主が基準第4条の規定に該当しない事業者かどうか確認を行わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第4条 仲介業者は、広告主が掲載予定の広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主または仲介業者の負担において作成するものとする。

3 契約期間内に掲載する広告内容が変更となる場合、仲介業者は広告変更届及び変更予定の広告原稿を市長に提出するものとする。

(広告原稿の審査)

第5条 市長は、広告原稿の提出を受けたとき、その掲載の可否について審査を行う。

2 仲介業者は、広告原稿の提出前に、広告原稿が広告掲載要綱第4条及び基準の規定に該当するおそれがないか調査を実施し、疑義がある場合は市長に報告しなければならない。

3 広告原稿が広告掲載要綱第4条の規定に該当するおそれがあるときは、仲介業者に広告原稿の訂正又は削除をさせ、再度提出をさせることができる。

(設備等の設置及び撤去)

第6条 広告掲載にかかる設備等の設置並びにその撤去及び原状回復にかかる費用については、広告主又は仲介業者の負担とする。ただし、市がその費用の一部を負担すべきと市長が認めた場合については、この限りでない。

2 契約期間が終了したとき、広告掲載にかかる設備等については速やかに撤去

をし、原状回復を行わなければならない。ただし、市長が認めた場合については、この限りでない。

(準用規定)

第7条 広告掲載の取消、取下げについては、広告掲載要綱第11条及び第12条の規定を準用する。

(費用の返還)

第8条 仲介業者の責に帰さない理由により、広告媒体の使用ができなくなったときは、納付済みの契約金額の全部又は一部を当該仲介業者に返還する。

(事業者の責務)

第9条 広告主及び仲介業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主及び仲介業者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、両者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。